

綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間保育所及び小規模保育事業を行う施設（以下「保育所等」という。）において、ICT化を推進することで保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備するために導入する保育業務支援システム（以下「保育業務支援システム」という。）の費用に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱における補助対象者は、市内に所在する次の各号に掲げる施設の設置者又は当該施設の長とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この条において「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けた法第39条第1項に規定する保育所
- (2) 法第34条の15第2項の規定による認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、保育所等において次に掲げる全ての機能を有する保育業務支援システムを新たに導入する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 保育に関する計画・記録に関する機能
- (2) 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- (3) 保護者との連絡に関する機能

2 前項各号に掲げる機能のほか、保育業務支援システムには保育士の業務負担の軽減に資する機能を付与することができる。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育所等において前条第1項に規定する補助対象事業に要した費用（端末の購入費用、インターネット環境の整備等の費用を含む。）とする。

(補助額の算出方法)

第5条 補助額は、次に掲げる額のいずれか低い額に4分の3を乗じて得た額とす

る。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 1,000,000円と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額

(2) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(実施計画書の提出及び承認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業実施計画書（第1号様式）（以下「実施計画書」という。）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の実施計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 保育業務支援システムの見積書及び内訳明細書の写し

(2) 保育業務支援システムに搭載する機能が確認できる書類

3 市長は、第1項の規定による実施計画書を受理したときは、その内容を審査し、承認するときは綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業実施計画承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(実施計画書の変更)

第7条 申請者は、承認された実施計画書の内容又は経費の配分を変更するときは、軽微な変更を除き、前条第1項に規定する実施計画書を提出し、改めて市長の承認を得なければならない。

(交付申請)

第8条 申請者は、綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 保育業務支援システムの仕様等が確認できる書類

(2) 綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金申請額内訳書（第4号様式）

2 前項の規定による申請は、1施設1回とする。

(交付条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、規則第6条の条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 規則第15条の規定により市長の承認を受け、補助財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市長に返還すること。

(2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事

業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(3) 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により速やかに市長に報告しなければならないこと。この場合において、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を市長に返還すること。

(変更等の承認)

第10条 規則第6条第1号又は第2号の市長の承認を受けようとするときは、綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

(決定の通知)

第11条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金（変更）交付決定通知書（第7号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第13条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 保育業務支援システムの納品書の写し
- (2) 領収書等保育業務支援システムの導入に係る費用を支払ったことが確認できる書類の写し
- (3) 綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業実績書（第9号様式）
- (4) 綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業精算額内訳書（第10号様式）

2 規則第12条第1項の市長の定める期日は、補助金を交付した年度の翌年度の4月5日とする。

(書類の整備)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかに

した帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管するものとする。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業実施計画書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により
次のとおり提出します。

施設の名称	
事業名	保育業務支援システム導入事業
システム等を販売する事業者からの支援体制等	（具体的に記載してください。）
導入又は設置に要する費用	円 （うち、補助対象経費 円 ）
導入又は設置日（予定）	年 月 日
添付書類	(1) 保育業務支援システムの見積書及び内訳明細書の写し (2) 保育業務支援システムに搭載する機能が確認できる書類

第2号様式（第6条関係）

綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業実施計画承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定より提出のあった事業実施計画については、同条第3項の規定により次のとおり承認したので通知します。

- 1 施設の名称
- 2 事業名 保育業務支援システム導入事業
- 3 交付予定額 円

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年度綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金の交付を受けたいので、
次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の着手及び完了の予定期日

年 月 日から 年 月 日まで

2 交付申請額

円

3 添付書類

- (1) 保育業務支援システムの仕様等が確認できる書類
- (2) 綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金申請額内訳書（第4号様式）

第4号様式（第8条関係）

年度綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金申請額内訳書

施設の名称 ①	総事業費 ②	寄附金その 他の収入予 定額 ③	差引額 ④ (②-③)	導入に要す る経費 ⑤	補助基準額 ⑥	補助基本額 ⑦	補助対象経 費 ⑧
	円	円	円	円	円	円	円
					1,000,000		

（記載上の注意）

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄には、⑦欄に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数切捨て）を記載すること。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市民間保育所等業務
効率化推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 消費税仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

第6号様式（第10条関係）

綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

第7号様式（第11条関係）

綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請がありました 年度綾瀬市民間保育所等業務
効率化推進事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する
規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

第8号様式（第13条関係）

綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金に係る事業の実績を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額
円	円

添付書類

- (1) 保育業務支援システムの納品書の写し
- (2) 領収書等保育業務支援システムの導入に係る費用を支払ったことが確認できる書類の写し
- (3) 綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業実績書（第9号様式）
- (4) 綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業精算額内訳書（第10号様式）

第9号様式（第13条関係）

綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業実績書

施設の名称	
事業名	保育業務支援システム導入事業
システム等を販売する事業者からの支援体制等	(具体的に記載してください。)
導入又は設置に要した費用	円 (うち、補助対象経費 円)
導入又は設置を完了した日	年 月 日

第10号様式（第13条関係）

年度綾瀬市民間保育所等業務効率化推進事業補助金精算額内訳書

施設の名 称 ①	総事業費 ②	寄附金その 他の収入予 定額 ③	差引額 ④ (②-③)	対象経費の 実支出額 ⑤	補助基準額 ⑥	補助基本額 ⑦	要補助額 ⑧	既交付決定 額 ⑨
	円	円	円	円	円	円	円	円
						1,000,000		

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄には、⑦欄に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数切捨て）を記載すること。